健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成二十二年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に一・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第三十号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率を次のように定める。

平成二十二年一月二十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第七条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降調整基礎率

平成二十二年度に適用されるべき平成二十二年度以降調整基礎率は、同年度における最高第一号都道府県単位保険料率から同年度における第一号平均保険料率を控除した率に一・五を乗じて得た率を十で除して得た率とする。

○厚生労働省告示第三十一号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を次のように定める。

平成二十二年一月二十七日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険法施行規則第百三十五条の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十五条の二第二項第四号に規定する厚生労働大臣が定める額は、第一号に掲げる額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額を第三号に掲げる数から第四号に掲げる数を控除した数で除して得た額に第四号に掲げる数を乗じて得た額を控除した額が健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十五条の二第二号に掲げる額の千分の〇・一に相当する額を超える場合における当該超える額とする。

1　当該支部被保険者及びその被扶養者であつて平成四年四月三十日環保業第二百二十七号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費又は研究治療費若しくは平成十七年五月二十四日環保企発第〇五〇五二四〇〇一号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給対象者（以下「対象者」という。）に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

二　当該支部被保険者及びその被扶養者であつて対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者と係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

三　当該支部被保険者及びその被扶養者であつて対象者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者の見込数

四　当該支部被保険者及びその被扶養者である対象者の見込数

2　前項に規定する当該超える額に五百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、五百円以上千円未満の端数が生じたときは、これを千円に切り上げた額とする。

○国土交通省告示第三十六号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年一月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
７ＪＦＯ	141055	かの	平成21. 12. 2
７ＪＧＫ	141159	ＪＰ　ＣＯＲＡＬ	21. 12. 21
７ＪＧＯ	141173	ＢＬＵＥ　ＩＳＬＡＮＤ	21. 12. 14
ＪＤ2992	141138	第十八照丸	21. 12. 4
ＪＤ2998	141150	立眞丸	21. 12. 16
ＪＤ2999	141151	あきつ丸	21. 12. 3
ＪＤ3001	141153	法竜丸	21. 12. 15
ＪＤ3002	141154	海晴丸	21. 12. 9
ＪＤ3004	141156	第百六十八鳳生丸	21. 12. 4
ＪＤ3005	141157	第十八宝運丸	21. 12. 18
ＪＤ3013	141171	明田丸	21. 12. 10
ＪＤ3014	141172	第八十一桂丸	21. 12. 10
ＪＤ3017	141179	開洋丸	21. 12. 10
ＪＤ3026	141191	第二十三長栄丸	21. 12. 24

○国土交通省告示第三十七号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十二年一月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
７ＪＣＣ	140518	ＨＯＥＧＨ　ＳＹＤＮＥＹ	平成21. 12. 1
７ＪＣＭ	124288	第五十八丸中丸	21. 12. 24
７ＪＤＯ	140818	第三十八天王丸	21. 12. 8
ＪＧＡＫ	130719	第二十八宏伸丸	21. 12. 16
ＪＨＨＡ	130032	第五長久丸	21. 12. 18
ＪＨＭＧ	128166	第三十五太陽丸	21. 12. 2
ＪＫＢＳ	130765	第二十七宏伸丸	21. 12. 4
ＪＫＸＮ	130147	第一恵美寿丸	21. 12. 21
ＪＭＲＵ	130741	第一権栄丸	21. 12. 24
ＪＮＫＴ	131968	北野	21. 12. 18
ＪＲＥＳ	130227	加賀	21. 12. 18
ＪＲＬＡ	130905	第七福洋丸	21. 12. 24
ＪＤ2404	118611	第二十八源榮丸	21. 12. 22
ＪＤ2633	127145	第五十八音丸	21. 12. 24
ＪＥ3058	132180	ほくとう丸	21. 12. 24
ＪＥ3099	132215	量安丸	21. 12. 2
ＪＦ2126	120075	第三番神	21. 12. 11
ＪＧ4049	123684	第三芙蓉丸	21. 12. 11
ＪＧ4281	126138	いせぎく	21. 12. 22
ＪＧ4832	131179	そうや丸	21. 12. 15
ＪＧ5098	133131	第十南和丸	21. 12. 22
ＪＧ5360	134960	第貳拾参恵比壽丸	21. 12. 21
ＪＧ5690	137149	つるぎ	21. 12. 22
ＪＨ2720	122544	ルミナス	21. 12. 14
ＪＨ3315	133197	幸寿丸	21. 12. 17
ＪＩ3304	128705	新土佐丸	21. 12. 22
ＪＩ3494	133406	第二紀芳丸	21. 12. 7
ＪＩ3672	136804	大翔丸	21. 12. 15
ＪＪ2900	113900	第16こがね丸	21. 12. 25
ＪＪ3198	121114	千鳥丸	21. 12. 8
ＪＪ3231	121158	平和丸	21. 12. 9
ＪＪ3336	125256	第一愛宕丸	21. 12. 17
ＪＫ4273	124597	熊豊	21. 12. 15
ＪＫ4887	130960	第三大興丸	21. 12. 11
ＪＫ4932	117949	第三十二やよい丸	21. 12. 1
ＪＫ5032	131825	第二十八信宝丸	21. 12. 17
ＪＫ5174	132537	第十二東洋丸	21. 12. 24
ＪＫ5201	132558	第二十一旭豊丸	21. 12. 17
ＪＬ4509	123045	鳳晴丸	21. 12. 15
ＪＬ4510	122529	参共丸	21. 12. 22
ＪＬ4973	125443	第二十八廣漁丸	21. 12. 1
ＪＬ5012	87529	自在天	21. 12. 22
ＪＬ5668	129918	第十一明徳丸	21. 12. 3
ＪＬ5680	129929	第三十五住若丸	21. 12. 9
ＪＬ5761	130585	星祥丸	21. 12. 1
ＪＬ5792	130618	おかやま丸	21. 12. 24
ＪＬ5893	131467	いよ丸	21. 12. 24
ＪＬ5929	132951	第八昭裕丸	21. 12. 14
ＪＬ6008	132137	第一徳神丸	21. 12. 24
ＪＬ6018	132114	第八東丸	21. 12. 1
ＪＬ6096	132986	新恵和丸	21. 12. 10
ＪＭ4689	123297	フェリーさいかい	21. 12. 9
ＪＭ5743	130432	共栄丸	21. 12. 4
ＪＭ6491	134570	石鎚	21. 12. 22
ＪＭ6514	134628	第十一充山丸	21. 12. 17

○国土交通省告示第三十八号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

証書番号	船舶番号	船名	交付年月日
1788	130588	平成丸	平成3. 8. 26
6244	126435	第六十八東丸	13. 12. 10
A0731194	133867	栄伸丸	19. 6. 22
A0814154	134397	いなば2	20. 7. 23
A0818510	140818	第三十八天王丸	20. 9. 10

○最高裁判所告示第一号

最高裁判所判事今井功及び同甲斐中辰夫の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、平成二十二年一月二十日互選の結果、次のとおり決定した。

平成二十二年一月二十七日

最高裁判所判事　堀籠　幸男

同　古田　佑紀

最高裁判所長官　竹﨑　博允